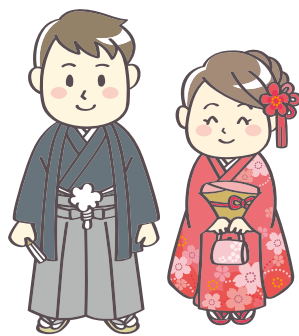


令和4年 20歳のつどい (仮称)

4月から成年年齢が18歳に引き下げられるため、従来の成人式ではなく「20歳のつどい (仮称)」として開催します。人生の節目である20歳を祝う式典です。

時間や地区割りなどの詳細は、市庁をご覧ください。



とき 5/4(水)
ところ 市民文化会館 (7の9)
対象 平成13年4/2～同14年4/1生まれの方
その他 市内に住民票がある方には、4月上旬に案内状を送付。市外に住民票を移した方には、市内の実家等に送付しますので4/4(月)までに電話または市庁から申し込んでください
【詳細】社会教育課 25・7190



マイナポイント第2弾を開始

マイナンバーカードをお持ちで、マイナポイントを申し込んだことがない方が対象です。また、チャージ・買い物の期限も延長されました。保険証や公金受取口座の登録のポイントについては、別途お知らせします。

マイナポイントの申込方法

マイナポイントアプリ対応のスマートフォンや、マイナンバーカード対応のカードリーダーとパソコンで、手続きすることができます。

マイナポイントの受け取り方

申込時に選択したキャッシュレス決済サービスにチャージまたは買い物した金額の25% (上限5,000円相当) が、決済サービスのポイントとして受け取れます。

【詳細】情報政策課 25・5490

マイナポイントの申込みをサポートします

手続きの支援場所 市民課 (総合庁舎1階)、各支所
持ち物 マイナンバーカード (4桁の暗証番号が必要)。申し込むキャッシュレス決済サービスのカード、またはスマートフォンのアプリ等
※決済サービスにより事前登録が必要な場合あり。



マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120・95・0178



この機会に
申し込んでね!



旭川市飲食店 感染防止対策 認証取得奨励金の申請は 2/28(月)まで

感染拡大のリスク低減等に取り組む飲食店に対して、奨励金を給付します。

対象 申請時点で北海道の第三者認証制度の認証を取得しており、CO₂センサーの設置、適切な換気に取り組む市内飲食店の事業者

給付額 1店舗20万円

申請方法 2/28(月)まで (必着) に、第三庁舎案内、道の

駅あさひかわ (神楽4の6)、市庁にある申請書に記入して郵送 (感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします)

郵送先 〒070-8004 神楽4の6

道の駅あさひかわ内 経済交流課

【詳細】経済交流課 73・9850

(平日9:00~17:00)



市税等の納付は 便利な 口座振替で

市・道民税 (普通徴収) や固定資産税、国民健康保険料などの納付に口座振替を利用すると、納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。3月末日までに口座振替の手続きをすると、令和4年度市税等の第1期から開始できます。手続きには持ち物が必要です。

持ち物 預貯金通帳・通帳届出印と、市税は納税通知書、国保料は納入通知書

申込先 各金融機関・郵便局、納税管理課 (総合庁舎2階)、各支所、東部まちづくりセンター (豊岡3の3)

【詳細】納税管理課 25・5917

デザイン × 経営 セミナー

デザインを学ぼう

できるデザイン経営 ～デザイン経営の考え方と進め方

デザインという考え方を生かして、数々の企業ブランディングを成功に導いてきた西澤明洋さんから、「デザイン経営」「ブランディングデザイン」について、オンラインでお話しいただきます。

とき 3/3(木)

18:30~20:30

対象・定員 高校生以上・100人
講師 エイトブランディングデザイン代表 西澤明洋さん

申込方法 2/28(月)までにあさひかわ創造都市推進協議会の申込フォームで受け付け

【詳細】産業振興課 65・7047



制約から生まれる無限の可能性 ～ゆるぎない信念と共存する奔放な感性

正円と直線のみで表現する、独自の世界観が印象的なアーティスト・高橋理子さんから、アディダスとのグローバルコラボレーションをはじめ、持続可能な社会に向けた活動について、お話しいただきます。

とき 3/10(木) 18:00~20:00

ところ 市民文化会館 (7の9)

対象・定員 中学生以上・150人
講師 武蔵野美術大学工芸工業デザイン学科教授 高橋理子さん

申込方法 3/3(木)までにあさひかわ創造都市推進協議会の申込フォームで受け付け

【詳細】産業振興課 65・7047

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止の場合あり。



市民農業大学の学生を募集

稲作・酪農などの農作業体験、農産加工実習、農場見学等を通して、農業や食などについて学びます。

開講日 4月～来年3月の毎月1回か2回 (原則日曜日)

定員・料金 26人・年9,000円程度

※詳細は市庁に掲載。令和4年度の予算議決後に事業実施が確定。

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止の場合あり。

【申込】3/8(木)までに農政課 25・7417



住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金の申請を受け付け

対象世帯	今年度住民税非課税世帯 (昨年12/10時点で、市内に住民登録がある世帯)	新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年1月以降に家計が急変し、左記と同様の事情にあると認められる世帯
申請方法	支給対象の可能性が高い世帯に確認書を送付していますので、期限までに郵送してください	市庁等にある申請書に記入し、必要書類と共に郵送してください
申請期限	確認書の発行日から3か月以内	9/30(金) (当日消印有効)

※重複して支給を受けることはできません。

給付額 1世帯10万円
※世帯全員が、住民税課税者に税法上の扶養をされている世帯は対象外。

【詳細】
給付金相談専用ダイヤル
☎0570・20・0922、
非課税世帯等給付金担当
☎29・5003

(受付時間=平日
8:45~17:15)

